

社会福祉法人 天竜厚生会

介護福祉士及び保育士奨学金貸与制度のご案内

1. 対象者 2年制又は3年制の介護福祉士養成校又は保育士養成校（短大・専門学校）にこれから入学される方、あるいは既に在学されている方。
毎年度10名程度
2. 申請期間 毎年12月1日から3月31日までの間
(既に在学されている方は、随時受け付けます)
3. 貸与金額 月額30,000円
月額50,000円
4. 貸与条件 天竜厚生会採用試験に合格し介護福祉士又は保育士として、奨学金の貸与を受けた貸与額に応じ、次の期間正規職員として厚生会に勤務した場合には、奨学金の返還は全額免除されます。
①月額30,000円：貸与を受けた期間
②月額50,000円：貸与を受けた期間×1.5
ただし、採用後奨学金の貸与を受けた月数勤務できなかった場合には、勤務できなかった月数に貸与金額を乗じた金額を6ヶ月以内に返還していただきます。
5. 連帯保証人 貸与が決定し、奨学金に関する契約書を締結する場合は、連帯保証人1名が必要となります。なお、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は、その者の法定代理人（親権者等）となります。
6. 申請方法 申込み先に連絡のうえ申請書類を入手し、下記書類を提出してください。
 - ・介護福祉士及び保育士奨学金申請書
 - ・在学証明書、成績証明書（養成校に在学している方）
 - ・当該養成校の合格通知書、高校等の成績証明書（これから養成校へ入学される方）
 - ・履歴書
 - ・住民票の写し
7. 貸与の決定 書類審査及び申請者との面接審査のうえ、貸与の可否を決定し、ご連絡します。貸与する場合には、奨学金に関する契約書を作成します。
8. その他
 - ・休学又は留年の場合には、その期間の奨学金の貸与を原則として休止します。
 - ・退学等の場合には、契約を解除し、6ヶ月以内に貸与した奨学金を返還していただきます。
 - ・介護福祉士又は保育士の国家試験に不合格の場合には、厚生会に1年間有期契約職員として勤務しながら、翌年度、再受験できます。この間については、返還を停止します。しかしながら、2回目の国家試験に不合格となった場合には、奨学金を6ヶ月以内に返還していただきます。

<申込み先> 社会福祉法人天竜厚生会 総務部総務課
〒431-3492 静岡県浜松市天竜区渡ヶ島217の3
TEL 053-583-1115 FAX 053-583-1224
E-mail soumu@tenryu-kohseikai.or.jp
URL <http://www.tenryu-kohseikai.or.jp/>